

介護保険負担限度額認定 (食費と居住費の減額)のご案内

申請が必要です

介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院)の入所及びショートステイを利用する方の居住費と食費については全額自己負担ですが、低所得の方については負担軽減を行っています。

対象となる方は、あらかじめ申請し負担限度額の認定を受けることで、居住費と食費の自己負担額が下表の負担限度額までとなり、国が定める基準費用額との差額が介護保険から給付されます。



＜対象となる方＞ (1)と(2)のいずれにも該当する方

- (1) 本人及び世帯員全員(世帯分離している配偶者や内縁関係の方を含む)が住民税非課税の方
(2) 本人の預貯金等が1,000万円(配偶者がいる方は夫婦で2,000万円)以下の方

※ 預貯金等とは、預貯金(定期預金含む)、有価証券、投資信託、金・銀、その他の現金・負債等を指します。

※ 課税世帯で対象外となっても認定できる場合がありますので、お問い合わせください。

＜利用者負担段階と負担限度額(日額)＞

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	
第1 段階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2 段階	・本人の合計所得金額と課税年金収入額 と非課税年金収入額の合計が年間80万 円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3 段階	・本人の合計所得金額と課税年金収入額 と非課税年金収入額の合計が年間80万 円超の方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※ 介護老人福祉施設に入所した場合またはショートステイを利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

※ 非課税年金収入額とは、遺族年金や障害年金等を指します。

＜申請に必要なもの＞

- ① 介護保険負担限度額認定申請書及び同意書(窓口にあります)
- ② 本人・配偶者のすべての預貯金通帳等(申請日の直近2ヶ月前までの取引が記帳されたもの)
 - ※ 生活保護受給者については、提出不要です。
 - ※ 預貯金通帳の写しを持参する場合は、銀行名・支店名・口座番号・名義と直近2ヶ月分の取引が記載されているページが必要です。
- ③ 申請者(来庁者)の顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)

＜申請窓口・お問い合わせ＞

糸満市介護長寿課 認定給付係 (糸満市役所1階14番・15番窓口) TEL: 840-8133